

# 地域密着型サービス事業所 運営上の留意事項について

平成30年11月7日  
伊賀市 医療福祉政策課  
福祉監査係

# 基本方針(条例第3条)

※条例:伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
(平成30年3月28日伊賀市条例第12号)

(一部省略)

## 第1項

指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

## 第2項

指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

# 人員基準

- ①出勤簿等による従業者の出勤日・勤務時間の確認について  
人員基準を満たしているかを確認するために、従業者等の勤務時間の証明となるものを記録すること。

確認する書類：タイムカード、出勤簿

必ず勤務した時間が分かるような出勤簿の様式を使用すること。

# 人員基準

## ②管理者の責務について

管理者は事業所の従業者の管理及び利用の申込にかかる調整等、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、併せて従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮指令を行うこと。

確認する書類：業務日誌、業務分担表等

# 設備基準

## ①消防の設備基準について

消防設備の設置が義務付けられている事業所において、設備の点検を実施すること。

## ②施設内における安全対策について

施設内のトイレ、脱衣所などにおいてカミソリや洗剤等が手の届く位置に置かれている。台所の包丁の管理と同様に事故を未然に防ぐために、手の届かないところに保管する等の安全対策を講じること。

## ③施設内の耐震対策について

施設内に設置する本棚や食器棚等を固定するなど、転倒防止策を講じること。

# 設備基準

- ・相談室は相談内容が漏れないよう遮へい物を設置するなど、プライバシーに配慮し、静養室にはベッドなどの必要な備品を設置し、本来の目的で適切に使用できるように整備すること。
- ・棚やロッカー等の設置は転倒防止策を講じることと併せて、避難経路の妨げにならないよう十分注意すること。

# 運営基準

## ①重要事項説明書、契約書、計画書について

日付のないもの、署名印もれ、代理人等の続柄のないものがよく見受けられる。利用者への説明同意については、基本方針である意思の尊重を確保にする大変重要な部分であるため、漏れがないよう注意すること。

サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき同意を得ること。

# 運営基準

## ②運営推進会議等の開催について

地域密着型サービス事業所においては、サービスごとに運営推進会議を実施すること。

地域密着型特養、グループホーム 2月に1回以上  
地域密着型デイサービス 6月に1回以上

定期的な開催と議事録の作成、公表をすること。



# 秘密保持等

## ①業務上知り得た利用者又は家族の秘密について

従業員から、秘密保持の誓約書を徴取する、(退職後も秘密を漏らさないという趣旨の記述をする)など、必要な措置を講ずること。

## ②利用者及び家族の個人情報について

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

# 苦情処理

## ① 苦情相談窓口について

苦情相談窓口として保険者(市町)及び三重県国民健康保険団体連合会を明示すること。

- ・連絡先として、住所、電話番号、対応時間などを記載すること。
- ・事業所内の見やすい場所に掲示すること。

# 苦情処理

- ② 寄せられた苦情について適切な対応をとること  
受けた苦情について、記録をとること。

苦情や要望が、サービス向上のための重要な情報であるとの認識に立ち、積極的に記録を残してサービスの質の向上につなげること。

# その他の日常生活費

## その他の日常生活費の考え方について

- ・保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと
- ・事業所がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費であり、費用の内訳が明らかであること
- ・利用者又はその家族等の自由な選択に基づくものであること
- ・受領額は実費相当額の範囲内であること
- ・便宜の内容及びその額を運営規定において定めたうえで、利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、その同意が得られたものであること

# 食材料費（認知症対応型共同生活介護）

## 認知症対応型共同生活介護における食材料費の考え方について

事業所の従業者と入居者が共同で食事の準備・提供を行い、認知症の進行緩和等に努めることが基本的な考え方であり、このため食材料費には従業者の人件費等は含まれない。

### 食材料費とは

- ・食材、調味料等食事に必要な材料
- ・調理にかかる光熱費

# 身体的拘束等の適正化

平成30年度介護報酬改定により新設された事項

## ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

3月に1回以上開催する

運営推進会議と一体的に設置、運営可能

身体的拘束等の適正化について、事業所内で情報共有し、今後の再発防止につなげることを目的とする

# 身体的拘束等の適正化

## ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する

次の項目を盛り込むこと

- ・事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ・身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧にかんする基本方針
- ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

# 身体的拘束等の適正化

## ③介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

- ・身体的拘束等の適正化の適切な知識の普及・啓発
- ・職員教育を組織的に徹底するための研修プログラム作成
- ・定期的な教育(年2回以上、新規採用時)

なお、研修については、事業所内で実施するもので差し支えない。